主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
第１の１ 指定居宅サービスの事業の一般原則	□　利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ♦平18厚令35第3条第1項 □　指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村，他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。♦平18厚令35第3条第2項 □　利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。（経過措置あり）♦平18厚令35第3条第3項 □　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 □　指定介護予防サービスを提供するに当たっては，法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めているか。♦平18厚令35第3条第4項	適・否	令和６年３月３１日までは努力義務となる（経過措置） 責任者等体制の有・無 研修等実施の有・無
第１の２ 基本方針 ＜法第115条の3第1項＞	□　その利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。♦平18厚令35第128条	適・否	特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか
第１の３ 暴力団の排除	□　管理者及び従業者（副管理者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの）は、京都府暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。 □　運営について、京都府暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。	適・否	
第２　人員に関する基準 ＜法第115条の4第1項＞	※　短期入所生活介護事業の主眼事項第２の全てを，介護予防短期入所生活介護事業に準用する。 　ただし，「短期入所生活介護」は「介護予防短期入所生活介護」と，「介護予防短期入所生活介護」は「短期入所生活介護」と，「指定居宅サービス等基準第121条」は「介護予防サービス等基準第129条」と読み替える。 ♦平18厚令35第129条，♦平11老企25第4の－	適・否	
第３　施設に関する基準 ＜法第115条の4第2項＞	※　短期入所生活介護事業の主眼事項第３の全てを，介護予防短期入所生活介護事業に準用する。 　ただし，「短期入所生活介護」は「介護予防短期入所生活介護」と，「介護予防短期入所生活介護」は「短期入所生活介護」と，「介護予防サービス等基準第131条」は「指定居宅サービス等基準第123条」と，「要介護」を「要支援」と，「指定居宅サービス等基準第124条」は「介護予防サービス等基準第 132条」と読み替える。 ♦平18厚令35第132条，♦平11老企25第4の－	適・否	
第４　運営に関する基準 ＜法第115条の4第2項＞	※　以下の項目を除く項目で，短期入所生活介護事業の主眼事項第４「運営に関する基準」のうち，１から７，９，10，12，17から19，21から40は，介護予防短期入所生活介護事業に準用する。 　ただし，「短期入所生活介護従業者」は「介護予防短期入所生活介護従業者」と，「指定短期入所生活介護」は「指定介護予防短期入所生活介護」と，「居宅介護支援」は「介護予防支援」と，「要介護認定」は「要支援認定」と，「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と，「要介護状態の程度を増進させたと認められ	適・否	

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	るとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と，「短期入所生活介護事業」は「介護予防短期入所生活介護事業」と，「短期入所生活介護計画」は「介護予防短期入所生活介護計画」と読み替える。		
１　介護予防サービス費の支給を受けるための援助	□　サービスの提供の開始に際し，利用申込者が介護保険法施行規則第83条の９各号のいずれにも該当しないときは，当該利用申込者又はその家族に対し，介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により，介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明するとともに，介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。 ♦平１８厚令３５第４９条の９準用	適・否	事例あるか あれば対応内容
２　利用料等の受領	□　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には，その利用者から利用料の一部として，当該サービスに係る介護予防サービス費用基準額から保険給付の額を控除して得た額の支払を受けているか。♦平18厚令３５第１３５条第１項 □　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしているか。♦平18厚令３５第１３５条第２項 □　上記の支払を受ける額のほか，次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。♦平18厚令３５第１３５条第３項 ア　食事の提供に要する費用 （法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） イ　滞在に要する費用 （法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は，同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は，同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。） ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 オ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） カ　理美容代 キ　アからカに掲げるもののほか，介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者に負担させることが適当と認められるもの ◎　保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。 ♦平11老企２５第３の八３（３）②準用，♦平12老企５４ ◎　キの費用の具体的な範囲については，別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。♦平12老企５４ □ 上記のアからエまでの費用については，厚生労働大臣が定める「居住，滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準」等の定めるところによっているか。 ♦平１８厚令３５第１３５条第４項，♦平11老企２５第３の八３（３）②準用	適・否	領収証確認 償還払対象者等10割徴収の例あるか その他利用料

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	□　上記のア又はエの食事の提供に要する費用又は利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を利用者から受領するときは，１食を単位として受領しているか。 　ただし,経管栄養による場合その他の１食を単位としてその費用を設定することが困難である場合は，この限りでない。♦平25市条例39第31条 □　上記のアからキまでに掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い，利用者の同意を得ているか。 　ただし，アからエまでに掲げる費用に係る同意については，文書によるものとする。♦181厚令35第135条第5項 ※　当該同意については，利用者及び事業者双方の保護の立場から，当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に，利用者の署名を受けることにより行うものとする。 　この同意書による確認は，利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが，以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度，同意書により確認するものとする。 ※　上記アからキに掲げる費用に係るサービス以外のもので，個人の希望を確認した上で提供されるものについても，同様の取扱いが適当である。 □　サービス提供に要した費用につき，その支払を受ける際，次の領収証を交付しているか。♦法第41条第8項準用 □　領収証には，サービス提供について支払を受けた費用の額のうち，保険適用の自己負担額，食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額並びにその他の費用の額を区分して記載し，その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。♦施行規則第65条準用		【食費の受領】 食事代は一食毎の算定であるか （２５年度条例化） 同意が確認できる文書確認 振込や口座引落の場合，交付時期及び方法を確認 確定申告（医療費控除）に利用できるものか様式確認
３　身体的拘束等の禁止	□　サービスの提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。 ♦平18厚令35第136条第1項 □　身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ♦平18厚令35第136条第2項	適・否	拘束事例 人 それぞれ記録確認
４　定員の遵守	□　次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていないか。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。♦平18厚令35第139条 ア　空床利用の特別養護老人ホームである事業所にあっては，当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 イ　アに該当しない事業所にあっては，利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 ＊利用者の状況や利用者の家族等の事情により，指定介護予防支援等基準第２条に規定する担当職員が，緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し，当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合において，利用者数を超えて，静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことが認められる。♦平18厚令35第139条の－2	適・否	
第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 １　指定介護予防短期入所生	□　利用者の介護予防に資するよう，その目標を設定し，計画的に行っているか。♦平18厚令35第143条第1項 □　自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに，主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ，常にその改善を図っているか。 ，♦平18厚令35第143条第2項 □　サービスの提供に当たり，利用者ができる限り要介護状態となら	適・否	

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
活介護の基本取扱方針	ないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。♦平18厚令35第143条第3項 ◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として，利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。♦平11老企25第4の三8 (1) ③ □　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。♦平18厚令35第143条第4項 □　サービスの提供に当たり，利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により，利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。♦平18厚令35第143条第5項		
２　指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針	□　サービスの提供に当たっては，主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行われるものを含む。以下「会議」は同様）を通じる等の適切な方法により，利用者の心身の状況，その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。♦平18厚令35第144条第1項 □　事業所の管理者は，相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については，上記に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて，サービスの目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容，サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。 ♦平18厚令35第144条第2項 ◎　「相当期間以上」とは，概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととなるが，４日未満の利用者にあっても，担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により，利用者の心身の状況等を踏まえて，他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて，必要な介護及び機能訓練等の支援を行うこと。 ◎　介護予防短期入所生活介護計画については，介護の提供に係る計画等作成に関し経験のある者や，介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし，当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は，その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。 ♦平11老企25第4の三8 (2) ① □　介護予防短期入所生活介護計画は，既に介護予防サービス計画が作成されている場合は，当該計画の内容に沿って作成しているか。 ♦平18厚令35第144条第3項 ◎　介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は，当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し，必要に応じて変更すること。♦平11老企25第4の三8 (2) ② □　管理者は，介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ているか。♦平18厚令35第144条第4項 ◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。♦平11老企25第4の三8 (2) ③ □　管理者は，介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には，当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。 ♦平18厚令35第144条第5項 □　サービスの提供に当たっては，介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には，当該計画に基づき，利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。♦平18厚令35第144条第6項 □　サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っているか。♦平18厚令35第144条第7項 ◎　指定介護予防支援事業者から，介護予防短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には，当該介護予防短期入所生活介護計画	適・否	計画の内容確認 サービス担当者会議への出席状況及び会議内容の記録，計画への反映確認 介護予防サービス計画の入手確認 説明の方法確認 同意は文書か 交付したことを確認でできる記録があるか

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	を提出することに協力するよう努めるものとする。 ♦平11老企25第4の三1 (2) ⑥準用		
３　介護	□　介護は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行われているか。 ♦平18厚令35第145条第1項 ◎　利用者の人格に十分配慮し，在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり，そのためには，利用者の家庭環境等を十分踏まえて，自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう，適切な技術をもって介護サービスを提供し，又は必要な支援を行うものとすること。♦平11老企25第4の三8 (3) ① □　１週間に２回以上，適切な方法により，利用者を入浴させ，又は清しきしているか。♦平18厚令35第145条第2項 ◎　入浴の実施に当たっては，事前に健康管理を行い，入浴することが困難な場合は，清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めること。♦平11老企25第4の三8 (3) ② □　利用者の心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な支援を行っているか。♦平18厚令35第145条第3項 □　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。♦平18厚令35第145条第4項 ◎　心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに，おむつ交換は，頻繁に行えばよいということではなく，利用者の排せつ状況を踏まえて実施すること。♦平11老企25第4の三8(3)④ □　上記に定めるほか，利用者に対し，離床，着替え，整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。♦平18厚令35第145条第5項 □　常時１人以上の介護職員を介護に従事させているか。 ♦平18厚令35第145条第6項 ◎　夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておかなければならない。♦平11老企25第4の三8(3)⑥ □　利用者に対して，当該利用者の負担により，当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。♦平18厚令35第145条第7項	適・否	記録で確認できるか 排泄介助の状況 トイレ利用　　人 ポータブル　　人 おむつ　　人 おむつ交換（定時）の回数
４　食事	□　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を，適切な時間に提供しているか。♦平18厚令35第146条第1項 ◎　利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し，個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに，摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や，食形態，嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 また，利用者の自立の支援に配慮し，できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。♦平11老企25第4の三8(4)① ◎　調理は，あらかじめ作成された献立に従って行うとともに，その実施状況を明らかにしておくこと。♦平11老企25第4の三8(4)② ◎　夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが，早くとも５時以降とすること。♦平11老企25第4の三8 (4) ③ ◎　食事の提供に関する業務は当該事業者自らが行うことが望ましいが，栄養管理，調理管理，材料管理，施設等管理，業務管理，衛生管理，労働衛生管理について事業者自らが行う等，当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により，食事サービスの質が確保される場合には，当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 ♦平11老企25第4の三8 (4) ④ ◎　食事提供については，利用者の嚥下や咀嚼の状況，食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために，居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられていることが必要	適・否	嗜好調査や残飯量の調査等栄養士が嗜好の把握に努めているか 時間　朝食：　時 昼食：　時 夕食：　時 食事介助の状況 自立　　人 一部介助　　人 全介助　　人 朝夕の食事介助従事者数確認

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	であること。♦平11老企25第4の三8 (4) ⑤ ◎　利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ♦平11老企25第4の三8 (4) ⑥ ◎　食事内容については，当該事業者の医師又は管理栄養士若しくは栄養士を含む会議 において検討が加えられなければならないこと。♦平11老企25第4の三8 (4) ⑦ □　利用者が可能な限り離床して，食堂で食事を摂ることを支援しているか。♦平18厚令35第146条第2項		部屋食者の有無
５　機能訓練	□　利用者の心身の状況等を踏まえ，必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。♦平18厚令35第147条 ◎　日常生活及びレクリエーション，行事の実施等に当たってもその効果を配慮すること。♦平11老企25第4の三8 (5)	適・否	
６　健康管理	□　事業所の医師及び看護職員は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置をとっているか。 ♦平18厚令35第148条	適・否	
７　相談及び援助	□　常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の支援を行っているか。♦平18厚令35第149条	適・否	
８　その他のサービスの提供	□　教養娯楽設備等を備えるほか，適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。♦平18厚令35第150条第1項 □　常に利用者の家族との連絡を図るよう努めているか。 ♦平18厚令35第150条第2項	適・否	レク内容確認
第６　変更の届出等 ＜法第115条の5＞	□　事業所の名称及び所在地その他厚生省令（平成11年３月31日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 140 条の 10 第 1,2,4～9,13,14,16 号で定める事項に変更があったとき，又は当該事業を廃止し，休止し，若しくは再開したときは，厚生省令（同上）で定めるところにより，10 日以内に，その旨を京都府知事に届け出ているか。 ♦施行規則第140条の22 (8)	適・否	
第７　介護給付費の算定及び取扱い ＜法第53条第2項＞ １　基本的事項	□　介護予防短期入所生活介護費は，厚生労働大臣が定める施設基準第７３号に規定する基準に従い，算定しているか。 ♦平18老計発317001他第2の8 (1) 介護予防短期入所生活介護費　♦平18厚告127別表8イ イ　単独型介護予防短期入所生活介護費 （１）単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） ①要支援１　　４６７単位 ②要支援２　　５７７単位 （２）単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） ①要支援１　　４６５単位 ②要支援２　　５７７単位 ロ　併設型介護予防短期入所生活介護費 （１）併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） ①要支援１　　４３７単位 ②要支援２　　５４３単位 （２）併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）	適・否	

主眼事項	基準等・通知　等	評価	備考
	①要支援１　　４３７単位 ②要支援２　　５４３単位 ◎　短期入所生活介護事業の主眼事項第６のうち，７，８，９，１３，１４を除く全てを，介護予防短期入所生活介護事業に準用する。 ただし，「短期入所生活介護」は「介護予防短期入所生活介護」と，「介護予防短期入所生活介護」は「短期入所生活介護」と，「要介護」は「要支援」と，「居宅サービス基準第121条」は「介護予防サービス基準第 129 条」と読み替える。 ♦平18厚告127，♦平18老計発第0317001号他 ※　介護予防短期入所生活介護には，看護体制加算，夜勤職員配置加算，医療連携強化加算，在宅中重度者受入加算，緊急短期入所受入加算なし □　事業に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。♦平18厚告127の- ※　事業所ごとに所定単位数をより低い単位数を設定する旨を，市町村に事前に届出を行った場合は，この限りではない。		

（注）
「着眼点等」に記載されている「居宅サービス等基準」、「指定介護予防サービス等基準」、「指定介護予防サービス等基準」及び「地域密着型サービス等基準」については、平成 24 年 4 月 1 日以降は、地方公共団体が条例により定めることとされており、府及び府内市町村の条例及び規則における該当条項に読み替えて適用する。